

# すわほうじん

平成27年2月1日発行 第123号

一般社団法人 諏訪法人会

## ■ 主な内容

《新年のご挨拶》

花岡会長・内山諏訪税務署長

《税務署だより》

確定申告はお早めに!・確定申告書は自宅で作成できます!

《青年部・女性部》

研修会・県下合同例会に参加

《「税を考える週間」報告》

表彰・LCV「税金クイズ2014」・記念講演会



国土交通省地方整備局登録【関東の富士山百景】下諏訪町 湖浜



めざします企業の繁栄と社会への貢献

ホームページ:<http://www.suwahoujinkai.jp/> メールアドレス:[info@suwahoujinkai.jp](mailto:info@suwahoujinkai.jp)

あなたにとってもイータックス 国税は申告も納税も会社のパソコンで!



## 年頭所感

一般社団法人 諏訪法人会  
会長 花岡 矩好

新年あけましておめでとうございます。

昨年、県内では本曾の豪雨災害、御嶽山の噴火、県北部地震と大きな災害が続き、被災地及び被災された皆様の一日も早い復興を願うばかりであります。

当諏訪法人会が、会員、役員の皆様はじめ税務ご当局の皆様のご理解とご協力を賜り、ここに新年を迎えることが出来たことに、心より感謝申し上げます。

第二次安倍政権による「アベノミクス」効果によって明るい兆しが出てきているのは事実です。しかしながら、その恩恵が残念なことに地方経済まで充分波及していないのもまた事実です。「アベノミクス」第3の矢「規制緩和と成長戦略」をもっとスピード感を持って進めないことには、みんなが実感できる景気回復はおぼつかないものと思われます。

昨年暮れの衆議院選挙の結果、これまでの経済政策が継続されることになり、政府と日銀によるデフレ脱却を目指したこれまで以上の効果的な経済政策が期待できることから、今年は、さらに明るい年になってほしいと心から願っています。諏訪法人会としても、厳しい経済環境のなかで日々努力をされている会員の皆様に対し、何かしら少しでもお手伝いをさせていただきたいと考えています。

迎えました新年が会員の皆様方にとりましても、明るい年となりますようご祈念申し上げ、年頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

諏訪税務署  
署長 内山 功

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

旧年中は花岡会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、貴会におかれましては、各種研修会や講演会の開催、児童・生徒を対象とした租税教育活動など、幅広い活動を展開していただいております。こうした皆様方の積極的な活動に対しまして、深く敬意を表するとともに、本年も、更に魅力ある法人会として飛躍されることをご期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、社会、経済情勢の変化に加え、消費税率の引き上げ、今後の番号制度導入など、重要な税制改正が行われる大きな変革期にあります。

私どもといたしましては、納税者の皆様方が改正内容等を十分理解し、適正な申告・納税ができるよう、広報、相談、指導といった種々の施策を実施し、制度の円滑な定着に努めてまいりますので、法人会の皆様方にも、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人諏訪法人会の益々のご発展と、会員企業のご繁栄並びに皆様方のご健康を心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 賀 正

(一社) 諏訪法人会

|           |        |
|-----------|--------|
| 会 長       | 花岡 矩好  |
| 副会長・諏訪支部長 | 藤澤 繁   |
| 同 ・岡谷支部長  | 宮坂 友武  |
| 同 ・茅野支部長  | 朝倉 平和  |
| 同 ・下諏訪支部長 | 丸山 雄二  |
| 同 ・富士見支部長 | 西村 章   |
| 同 ・原支部長   | 五味 光 亮 |
| 同 ・女性部長   | 永田 淑子  |
| 同 ・青年部長   | 宮坂 雄三  |

## 謹 賀 新 年

諏訪税務署

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 署 長                | 内山 功  |
| 副署長                | 鶴見 泰之 |
| 総務課長               | 本郷 潤治 |
| 課長補佐               | 宮澤 正和 |
| 法人課税特別国税調査官        | 金子 正  |
| 法人課税特別国税調査官        | 矢嶋 正  |
| 法人課税第一部門 統括国税調査官   | 大平 茂樹 |
| 法人課税第二部門 統括国税調査官   | 扇島 誠  |
| 法人課税第三部門 統括国税調査官   | 野島 博幸 |
| 法人課税第一部門 総括上席国税調査官 | 大平 朗  |

# 平成26年度「税を考える週間」行事

## 税務署長納税表彰式

平成26年度諏訪税務署長納税表彰式が11月13日関係者参列のもとに行われました。納税道義の高揚、申告納税制度の普及発展に功績のあった6名の方が対象。うち法人会関係では西村 章副会長・富士見支部長、宮坂 雄三副会長・青年部長の2名の方が受章され内山署長より表彰状が贈られました。

また、18日には阿部長野県知事より、地方税務行政に協力した功績により宮坂 友武副会長・岡谷支部長に感謝状が贈呈されました。



西村 章副会長



宮坂 雄三青年部長



宮坂 友武副会長

## LCV「税金クイズ2014」

地元のLCVテレビによる「税」を考え広報する番組「税金クイズ2014」が11月11日から16日まで延べ8回にわたり特別番組として放映されました。この番組は10月22日にLCVスタジオで収録され今年も諏訪税務署管内納税関係団体5チームに諏訪実業高チームが加わり対抗戦形式で行われました。法人会チームは富士見支部と原支部から和田 賢司さん(諏訪石灰工業)、平塚 政美さん(スシ&ピストロダイニング 京平)、北田 耕一郎さん(コウ・キタダ建築設計工房)の3名が出場し最後まで健闘、成績は納貯連に次ぐ準優勝となりました。



LCVスタジオ

## 記念講演会

諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会が主催する「税を考える週間」恒例の協賛行事「記念講演会」が諏訪市内のホテルを会場に開催されました。100名が聴講し、内山諏訪税務署長の講話に続き、サッカーでJ1昇格を決めた松本山雅の大月 弘士社長が講演、「昇格が最終目標ではなく、アルウィンを訪れたファンに夢や感動、希望を与えられるようなクラブに成長させたい」と語りかけました。



## 青年部部内研修会

11月27日(木)「ホテル紅や」に於いて青年部恒例の研修会を開催しました。

講師は作家の傍ら俳優もこなす中谷 彰宏氏を迎え、経営塾『男女の発想の違いに気づいてビジネスに活かす法』と題して熱弁を揮っていただきました。根本的に男女は同じ生物と考えるほうが良い。女性は別の生き物で、その遺伝子の中でひょこんと生まれたのが男性と解釈してほしいと中谷さんの理論を語り、男女の違いを紹介しました。



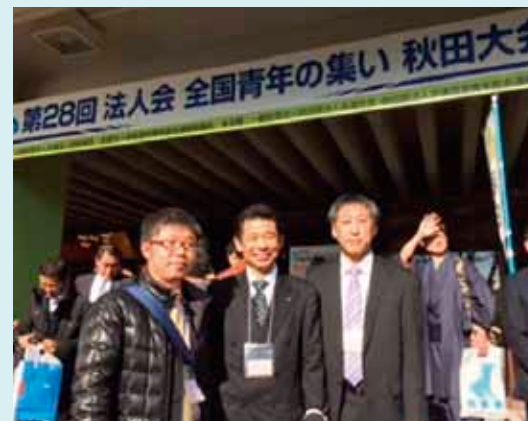
## 第28回「法人会 全国青年の集い」秋田大会に参加

第28回法人会全国青年の集い秋田大会が「ユタかな国へあきた美じょん」をスローガンに11月20日(木)～21日(金)秋田市にて開催され、当青年部からは3名が参加しました。

この集いは、全国の法人会青年部の研修と交流の場であるとともに、租税教育活動を発表する場として、部会活動の充実に重要な役割を果たしております。

2日目の記念講演会では、秋田ご出身で読売新聞特別編集委員の橋本 五郎氏をお迎えし、「リーダーはいかにあるべきか～ユタかな国・美しい心をつなぐために～」と題し、記者として日本の政治・経済を長年にわたって取材してきたご経験を元に橋本氏ならではの切り口の講演を聴くことができました。

青年部副部長 小林 浩一



## 女性部「県連合同例会in飯田」



10月24日(金)16名にて参加。講演会の講師はタレントの峰 竜太氏。和田 アキ子さんとのエピソードから恐妻家で有名な海老名 美どりさんの話まで、終始笑いの絶えない講演でした。また、秋の研修会で長野の善光寺を訪れてありましたので、今回は元善光寺の参拝もしてまいりました。

## 会社の税金ガイド 《会社経営をめぐる税務》

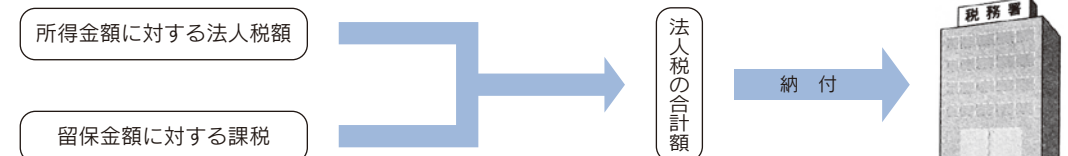


### 特定同族会社には留保金課税が適用される場合がある

—中小法人に対する不適用の特例あり—

#### ポイント

特定同族会社が、一定限度額を超えて各事業年度の所得を留保(留保金額)した場合には、通常の所得に対する法人税のほか特別税率による法人税が課せられます。これを「留保金課税」といいます。



#### 1

### 特定同族会社の判定

$$\text{特定同族会社} = \frac{\text{会社の1同族株主グループが有する株式の総数}}{\text{その会社の発行済株式の総数}} > 50\%$$

#### 2

### 留保金課税の仕組み

$$(1) \quad \{ \text{留保所得金額} - \text{法人税等の金額} \} - \text{留保控除額} = \text{課税留保金額}$$

$$(2) \quad \text{課税留保金額} \times \text{特別税率(10\%～20\%)} = \text{課税留保金額に対する税額}$$

(注) 留保所得金額、留保控除額などについては一定の計算式があります。

#### 3

### 中小法人に対する不適用の特例

資本金1億円以下の法人(資本金5億円以上の大法人の100%子会社を除きます)については、留保金課税の適用がありません。

## クローズアップ!

### 【同族株主グループ】

特定同族会社の判定の基礎には、株主等とつぎの関係にある個人及び法人が含まれます。

イ 個人株主だけの場合

| 個人株主 | 親族                                       | 左の者と生計を一にする親族 |
|------|------------------------------------------|---------------|
|      | 内縁関係の者                                   |               |
|      | 使用人                                      |               |
|      | 個人株主から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者(上記の者を除く) |               |

同族株主グループ

私は、社長の妻の父親ですので社長の同族株主グループに含まれます。



ロ 法人株主が含まれている場合

同族法人グループの株式所有割合が50%超である同族会社も同族株主グループに含まれます。

※この記事は公益財団法人全国法人会総連合発行の「会社の税金ガイドブック」平成26年度版より転載しました。

## 税務署だより

## 確定申告はお早めに！

## 平成 26 年分確定申告

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**平成27年2月16日(月)から同年3月16日(月)まで**です。

申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信、郵送や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、税務署におたずねください。

## 申告書を作成するときは

申告書の作成に当たっては、**「復興特別所得税額」欄の記載漏れの無いようご注意ください。**

※還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、是非ご利用ください。作成したデータは、e-Taxを利用して提出することができるほか、印刷した「書面」により提出することもできます。

## 納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は平成27年3月16日(月)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を是非ご利用ください。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 振替納税を利用 | <p>振替日(平成27年4月20日(月))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。</p> <p>*振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成27年3月16日(月)までに提出してください。</p> <p>*振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。</p> <p>*インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では、振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。</p> |
| 現金で納付   | <p>現金に納付書を添えて、納期限(平成27年3月16日(月))までに金融機関(歳入代理店)又は所轄税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。</p> <p>*金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。</p>                                                                                                                      |
| 電子納税を利用 | <p>自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。</p> <p>詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。</p>                                                                                                                                                                                         |

## 確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならないのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりとすると、納税額の他に加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、申告と納税を行ってください。

**一税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)へ**

## 確定申告書は自宅で作成できます！

確定申告期間中(2/16～3/16)は**確定申告会場は大変混雑し**、長時間お待ちいただくこととなります。

国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」を利用すれば、**ご自宅**で確定申告書等が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※ご案内の画面は平成25年分の「確定申告書等作成コーナー」を使用しているため、変更になる場合があります。

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

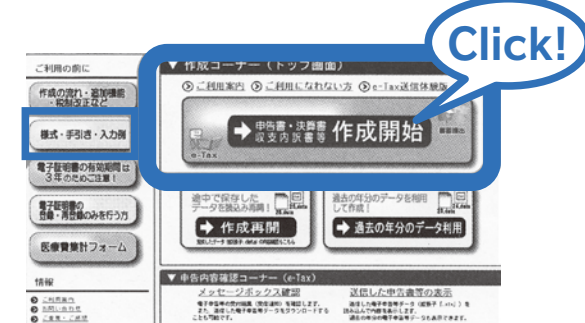
## 1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を選択します



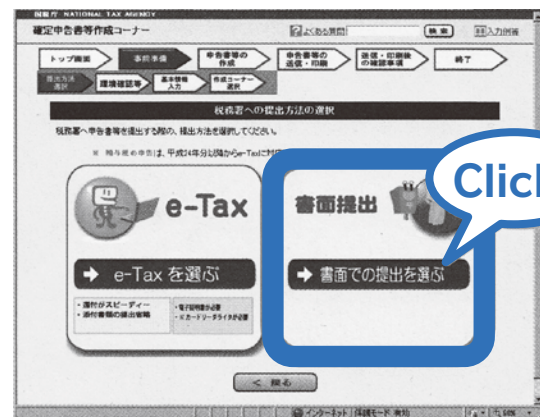
## 2 「作成開始」を選択します

## ポイント！

「様式・手引き・入力例」には、給与所得の入力編や、医療費控除の入力編など、様々な入力例がありますのでご覧ください。



## 3 提出方法を選択します



申告書等の提出方法を選択してください。

**印刷して書面で提出する場合は、右の「書面提出」をクリックしてください。**

e-Taxで送信する場合は左の「e-Tax」をクリックしてください。

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

## 4 書面で出力し、管轄の税務署へ郵送等でご提出ください

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です(プリント代がかかります)。

※e-Taxや確定申告書等作成コーナー等のパソコン操作に関するお問合せは、**e-Tax・作成コーナーヘルプデスク**(☎0570-01-5901)へお問い合わせください。

【受付時間】

平成27年1月中旬～3月16日(月)は→9時～20時、左記以外の期間は→9時～17時

(土、日、祝日等及び12月29日～1月3日はご利用になれません。※受付時間は変更になる場合があります。)

## 行動する法人会

### 平成27年度 税制改正に関する提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

法人会の提言活動は、法人税の引き下げをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。当会としても昨年11月、地元の後藤 茂之衆議院議員に、また、6市長村の首長、議会議長に対しても提言、要望活動を実施いたしました。



与党税制協議会 野田 毅座長



10月24日  
全法連役員が財務省 佐藤 慎一主税局長を訪問



同じく10月20日 北川 慎介中小企業庁長官を訪問

- ◆ 法人の実効税率を  
20%台に引き下げ、  
軽減税率も15%の本則化を！
- ◆ まだ道半ば。国・地方とも聖域なき  
行財政改革の推進を！



国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

**電子申告で効率UP!**

**e-Tax**

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略
還付がスピーディ

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

各支部ごとに支部事業や地域の行事などを掲載します。次回は「下諏訪支部」です。

茅野支部  
寄稿

### 茅野市の企業紹介ツアーを経て

田舎暮らし 楽園信州ちの事務局

田舎暮らし楽園信州ちのでは、移住希望者のニーズに応え、今年は新企画で茅野市の企業と物件が一度にご紹介出来るツアーを開催致しました。45歳以下の方を対象に募集したところ、当日は11組20名の方にお越し頂きました。

この日はまず千葉県から移住し新規就農された30代のご夫婦のお話を、職場である畑で伺いました。2組目は精密業に転職された子育て真っ最中の方です。どちらも地元の人への感謝の気持ちを言われたことが印象的でした。

六年間のPR活動で田舎暮らし希望者への茅野市の認知度は全国的にもかなり高くなってきています。

楽園信州ちのはこれからも地元の方々のご理解とご協力を得ながら、理想の生活を地方から全国へ発信していきます。



### 絵はがきコンクール.....

昨年10月の米沢小、下諏訪北小につづき4校、本年度合計6校にて開催。1月27日には各賞の審査会を実施しました。



12月17日 城北小にて開催



12月22日 上の原小にて



12月24日 富士見小にて



1月9日 城南小にて

## SPOT NEWS

## スポットニュース

## 研修会

- ◇年末調整説明会(11/17～11/21)  
管内5会場において諏訪税務署担当官による説明会を共催
- ◇決算説明会(12/3～12/5)  
茅野、岡谷、諏訪の各会場にて12、1、2月決算法人を対象として諏訪税務署との共催で実施。資料は「会社の決算申告の実務」ほか。

## 役員会・委員会

- ◇女性部正・副部長会(12/1 永田 淑子部長)  
30周年記念事業について、絵はがきコンクールについて／他
- ◇広報・研修委員会(12/2 三井 一委員長・河西 正一委員長)  
会報すわほうじんについて、税を考える週間行事について、時局講演会・総会の講師選定／他
- ◇青年部正副部長会(12/3 宮坂 雄三部長)  
次回総会と役員改選について、27年度合同例会開催について／他
- ◇理事会兼総務委員会・厚生制度役員懇談会(12/16 花岡 柁好会長・林 裕彦委員長・伊藤 功委員長)  
26年度事業の推移と今後の事業計画、役員改選について、経営者大型保障制度推進について／他

## 原村の収穫祭で税金クイズ

10月25、26日に八ヶ岳農業大学校庭内で実施された「まるごと収穫祭」に、青年部と女性部が協力し合い税金クイズブースを出展しました。県内外から9500人が来場、クイズには小・中学生中心に960名を越える皆さんにご参加いただきました。今回、中央ステージでは「〇×税金クイズ大会」も実施、大いに盛り上がりを見せました。



## 税法・税務研修会開催

11月20日華乃井ホテルにおいて2講座開催し会員以外の方も含め延べ89名が受講しました。第1講座はインストラクターの安田 真知子さんが速読とメモを組み合わせる脳全体を使うことで記憶に残す読書法を紹介しました。第2講座は元国税局の野川 悟志氏が税務調査の不安を解消する処方箋について解説しました。



## 租税教育のための下敷き寄贈と税のお話

青年部では昨年に引き続き、租税教育活動の一環で、6市町村32校の小学5年生全員に税を考える週間に税金についての解説と新幹線の歴史を記載した学習用下敷きを贈りました。役員が学校を訪問して「税金は皆が豊かで安心して暮らすために大切なものですよ。」と呼びかけました。



## 支部視察旅行

茅野支部(11/16、17)  
京都 大徳寺特別拝観黄梅院、高台寺、祇園方面 12名参加



岡谷支部(12/3)  
東京税関、隅田川水上バスクルーズ、浅草方面 13名参加



## ・ 告知板 ・

## 諏訪法人会の時局講演会のお知らせ



## 『日本経済の嘘と真実』

日時：平成27年2月24日(火)午後2時～3時40分  
会場：RAKO華乃井ホテル(諏訪市高島2)

## 講師

作家・経済評論家 三橋 貴明 氏

聴講無料

一般の方の聴講も  
歓迎いたします

## 会員増強月間が終了

9月から取り組んできた会員増強運動は12月末一応終了しました。目標54社に対し49社の加入実績となり90.7%の達成となりました。年間増強運動は引き続き本年3月末日まで継続されます。なお12月末時点の支部別会員数は下表のとおりです。

| 支部  | 諏訪  | 岡谷  | 茅野  | 下諏訪 | 富士見 | 原  | 中央会 | 農協 | 計     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-------|
| 会員数 | 708 | 787 | 740 | 261 | 143 | 72 | 72  | 2  | 2,785 |

## 大北地方に地震被害見舞金を寄贈

震度6を記録した11月22日の地震により大きな被害を被った白馬・小谷村、大町市に対し、大北法人会を通じ、平成23年の栄村と同様に見舞金5万円を支出しました。法人会県連、全法連も同様の対応をしました。これにつきましては12月16日の理事会に報告、承認を受けました。

## 無料相談室のご案内

- 法律相談 金銭貸借・損害賠償・会社、商事、倒産関係 その他
- 労務相談 賃金、給与・労働基準法・労災、雇用保険 その他



秘密厳守で日時は調整できます。申し込み手続きは簡単です。詳しくは法人会事務局へ TEL 53-7810

## 編集後記

私は、若い頃花を生ける事に興味を持ち色々な流派のある事も知らず「小原流」に飛び込んで、40年近くになり、一応教室も開いております。今の時代は、色々な興味が沢山あり、心静かにいけばなをする人も少なく、私の教室も、若い人が、一人また一人と結婚してしまい、残っている方々と、お稽古の終わった後の時間を楽しみに過ごすようになりました。又花の由来等を話してあげると意外に皆さん知らないです。

昔から日本の花でも一度外国へ行って日本に帰って来る時は、カタカナの名前に変わり、日本花ではなかった様になってしまう花がいくつもあります。又花一種一種にも花の由来があり、時々本を見ながらそんな事に、今更驚く事すらあります。自分の興味が、こんなに長く続けられる事に感謝しこれからも、出来る限り精進していけたら幸せな事と思います。

広報委員 宮原陽子

# 謹賀新年

大同生命は

「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、  
引き続き、会員みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしくお願い申し上げます。

